

入札説明書等の一部訂正のお知らせ

本工事に係る入札説明書等については、下記のとおり訂正致しますので、お知らせ致します。

令和元年10月4日
関東地方整備局

事業名：国道1号東小磯電線共同溝PFI事業
入札公告日：令和元年9月20日

(赤枠が訂正箇所です)

訂 正 後	訂 正 前																		
<p>○添付2 要求水準書</p> <p>3) 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準(平成18年4月)」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難い場合は関東地方整備局と協議するものとする。</p> <p>4) 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、関東地方整備局の承認を得るものとする。</p> <p>5) 工事期間中に配置する交通整理誘導員は、以下のとおり計上するものとする。ただし交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、関東地方整備局と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="394 724 922 804"> <thead> <tr> <th>作業区分</th> <th>交通整理誘導員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間作業</td> <td>1,034人(うち有資格誘導員530人)</td> <td>交代要員有り</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,034人(うち有資格誘導員530人)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6) 試掘及び地下埋設物の防護 施工にあたり、地下埋設物(街路樹等も含む)に影響を与える箇所について地下埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について関東地方整備局と協議するものとし、設計変更の対象とする。 また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、関東地方整備局と協議するものとし、設計変更の対象とする。</p> <p>(17) 交通整理誘導員の資格 交通整理誘導員については、資格者(警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者)1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。 なお、これにより難い場合は、関東地方整備局と協議するものとする。</p> <p>(18) 路上工事の縮減等 事業者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、関東地方整備局に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。</p> <p>(19) 交通規制日数の報告 現道上での工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を関東地方整備局へ提出するものとする。</p> <p>(20) 環境対策 1) 事業者は、本工事の電線共同溝本体布設に伴う作業(舗装版切断、取壊し、掘削、本体布設、埋戻し、復旧等)においては、騒音・振動の発生をできるだけ防止するよう努めなければならない。なお、これにより難い場合は、関東地方整備局と協議</p>	作業区分	交通整理誘導員	備考	夜間作業	1,034人(うち有資格誘導員530人)	交代要員有り	合計	1,034人(うち有資格誘導員530人)		<p>○添付2 要求水準書</p> <p>3) 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準(平成18年4月)」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難い場合は関東地方整備局と協議するものとする。</p> <p>4) 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、関東地方整備局の承認を得るものとする。</p> <p>5) 工事期間中に配置する交通整理誘導員は、以下のとおり計上するものとする。ただし交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、関東地方整備局と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1382 724 1877 804"> <thead> <tr> <th>作業区分</th> <th>交通整理誘導員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間作業</td> <td>1,030人(うち有資格誘導員530人)</td> <td>交代要員有り</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,030人(うち有資格誘導員530人)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6) 試掘及び地下埋設物の防護 施工にあたり、地下埋設物(街路樹等も含む)に影響を与える箇所について地下埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について関東地方整備局と協議するものとし、設計変更の対象とする。 また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、関東地方整備局と協議するものとし、設計変更の対象とする。</p> <p>(17) 交通整理誘導員の資格 交通整理誘導員については、資格者(警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者)1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。 なお、これにより難い場合は、関東地方整備局と協議するものとする。</p> <p>(18) 路上工事の縮減等 事業者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、関東地方整備局に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。</p> <p>(19) 交通規制日数の報告 現道上での工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を関東地方整備局へ提出するものとする。</p> <p>(20) 環境対策 1) 事業者は、本工事の電線共同溝本体布設に伴う作業(舗装版切断、取壊し、掘削、本体布設、埋戻し、復旧等)においては、騒音・振動の発生をできるだけ防止するよう努めなければならない。なお、これにより難い場合は、関東地方整備局と協議</p>	作業区分	交通整理誘導員	備考	夜間作業	1,030人(うち有資格誘導員530人)	交代要員有り	合計	1,030人(うち有資格誘導員530人)	
作業区分	交通整理誘導員	備考																	
夜間作業	1,034人(うち有資格誘導員530人)	交代要員有り																	
合計	1,034人(うち有資格誘導員530人)																		
作業区分	交通整理誘導員	備考																	
夜間作業	1,030人(うち有資格誘導員530人)	交代要員有り																	
合計	1,030人(うち有資格誘導員530人)																		

(赤枠が訂正箇所です)

訂 正 後	訂 正 前
<p>○添付2 要求水準書</p> <p>(2) 定義</p> <p>1) i-Construction とは、ICTの全面的活用、全体最適の導入、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することにより、建設生産・管理システム全体の最適化を図る取組である。その実現に向けてCIMを活用した工事（CIM活用工事）を実施するものとする。</p> <p>2) CIM活用工事とは、建設生産プロセスの以下の各段階において、CIMモデルを活用する工事である。対象工種（構造物）は、電線共同溝とする。なお、CIMモデルとは、対象とする構造物等の形状を3次元で表現した「3次元モデル」と「属性情報」を組み合わせたものを指す。</p> <p>① CIMモデルの作成・更新 ② CIMモデルの活用 ③ CIMモデルの納品</p> <p>(3) 業務内容及び対象範囲</p> <p>CIMは、本工事の（2）に示す工種（構造物）に適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲について、「CIM導入ガイドライン（案）」（以下、「CIMガイドライン」という。）（http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000037.html）を参考に、関東地方整備局と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書にその概要を記載し、詳細についてはCIM実施計画書に記載するものとする。</p> <p>なお、CIM実施計画書の作成にあたっては「別紙11 BIM/CIM 実施計画書（案）」を参考に必要事項を記載すること。</p> <p>(4) CIM活用工事の実施</p> <p>CIMを活用し、以下の項目を参考に実施する。</p> <p>CIM活用工事の実施にあたっては施工計画書とは別に、一連のCIMの実施にかかる内容についてCIM実施計画書を作成する。</p> <p>また、CIM実施計画書に記載された内容について実施状況に合わせて更新するとともに、CIMの実施にかかる内容について設計変更があった場合にはCIM実施（変更）計画書を提出する。実施結果についてはCIM実施報告書としてCIMモデルとともに納品するものとする。</p> <p>1) CIMモデルの作成・更新</p> <p>CIMモデルの作成・更新にあたり、CIMガイドラインを参考に、以下の内容を関東地方整備局と協議する。</p> <p>① 作成・更新するデータモデル（地形モデル、土工形状モデル、構造物モデル、統合モデル等）</p>	<p>○添付2 要求水準書</p> <p>(2) 定義</p> <p>1) i-Construction とは、ICTの全面的活用、全体最適の導入、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することにより、建設生産・管理システム全体の最適化を図る取組である。その実現に向けてCIMを活用した工事（CIM活用工事）を実施するものとする。</p> <p>2) CIM活用工事とは、建設生産プロセスの以下の各段階において、CIMモデルを活用する工事である。対象工種（構造物）は、電線共同溝とする。なお、CIMモデルとは、対象とする構造物等の形状を3次元で表現した「3次元モデル」と「属性情報」を組み合わせたものを指す。</p> <p>① CIMモデルの作成・更新 ② CIMモデルの活用 ③ CIMモデルの納品</p> <p>(3) 業務内容及び対象範囲</p> <p>CIMは、本工事の（2）に示す工種（構造物）に適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲について、「CIM導入ガイドライン（案）」（以下、「CIMガイドライン」という。）（http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000037.html）を参考に、関東地方整備局と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書にその概要を記載し、詳細についてはCIM実施計画書に記載するものとする。</p> <p>なお、CIM実施計画書の作成にあたっては「別紙5 BIM/CIM 実施計画書（案）」を参考に必要事項を記載すること。</p> <p>(4) CIM活用工事の実施</p> <p>CIMを活用し、以下の項目を参考に実施する。</p> <p>CIM活用工事の実施にあたっては施工計画書とは別に、一連のCIMの実施にかかる内容についてCIM実施計画書を作成する。</p> <p>また、CIM実施計画書に記載された内容について実施状況に合わせて更新するとともに、CIMの実施にかかる内容について設計変更があった場合にはCIM実施（変更）計画書を提出する。実施結果についてはCIM実施報告書としてCIMモデルとともに納品するものとする。</p> <p>1) CIMモデルの作成・更新</p> <p>CIMモデルの作成・更新にあたり、CIMガイドラインを参考に、以下の内容を関東地方整備局と協議する。</p> <p>① 作成・更新するデータモデル（地形モデル、土工形状モデル、構造物モデル、統合モデル等）</p>

(赤枠が訂正箇所です)

訂 正 後	訂 正 前
<p>○添付2 要求水準書</p> <p>調整会議を毎月行うこととする。</p> <p>(4) 地元に対する工事説明会 事業者は、地域住民に対して工事着手前に工事内容について説明会を実施し、同意を得るよう努めなければならない。実施方法については第2.5(3)に準じるものとする。</p> <p>(5) 隣接家屋・店舗等との出入口調整 隣接家屋・店舗等との出入口については、「請願工事マニュアル(案)(関東地方整備局)」に基づき幅員・構造・舗装構成を調整するものとする。 なお、以下について留意して整備工事を行うこと。 ・緑石の位置と外側線の位置は、関東地方整備局が所轄警察署と協議して決定するものとする。 ・歩道の民地側への擦り付けに関する費用は、関東地方整備局が負担するものとする。</p> <p>13. 留意事項 工事業務に必要な許認可申請に必要な検討、計算、図書の作成、協議等は事業者において行うこと。</p> <p>45</p>	<p>○添付2 要求水準書</p> <p>調整会議を毎月行うこととする。</p> <p>(4) 地元に対する工事説明会 事業者は、地域住民に対して工事着手前に工事内容について説明会を実施し、同意を得るよう努めなければならない。実施方法については第2.4(3)に準じるものとする。</p> <p>(5) 隣接家屋・店舗等との出入口調整 隣接家屋・店舗等との出入口については、「請願工事マニュアル(案)(関東地方整備局)」に基づき幅員・構造・舗装構成を調整するものとする。 なお、以下について留意して整備工事を行うこと。 ・緑石の位置と外側線の位置は、関東地方整備局が所轄警察署と協議して決定するものとする。 ・歩道の民地側への擦り付けに関する費用は、関東地方整備局が負担するものとする。</p> <p>13. 留意事項 工事業務に必要な許認可申請に必要な検討、計算、図書の作成、協議等は事業者において行うこと。</p> <p>45</p>

(赤枠が訂正箇所です)

訂正後

○添付2 要求水準書 別紙11

(別添-2)

2. 担当者の配置

2.1 BIM/CIM 担当技術者

本業務（工事）において BIM/CIM に関係する担当者の情報を記載する。担当者の情報として、役割名、氏名、所属・役職、資格・実績（担当業務に関連する免許や資格、もしくは過去の経験や実績）及び担当する業務内容（BIM/CIM 業務全体統括、CIM モデルの作成・調整、CAD オペレータ（責任者）、照査や受注者との協議等）を記載する。また、連絡窓口の情報（担当者名、電話番号とメールアドレス等）を記載する。

※BIM/CIM 活用業務・工事において主たる担当者全てを記載する。

【記載例】

表 2 BIM/CIM 担当技術者

役割名	氏名	所属・役職	資格・実績	担当内容
BIM/CIM 全体統括				
CIM モデル作成調整者				
CAD オペレータ（責任者）				
照査責任者				
.....				

連絡先：

担当者名 : ○○ ○○

電話番号 : ○○○-○○○-○○○○

メールアドレス : ○○○○○○@○○○.○○.jp

2.2 体制組織図

BIM/CIM を担当する技術者の体制組織図を記載する。また、必要に応じて CIM モデルの修正に関する承認や承認の手続き等、各技術者の担当業務の範囲及び情報連携の方法を記載する。

【事業体制の場合の記載例】

3

訂正前

○添付2 要求水準書 別紙11

(別添-2)

1. 業務もしくは工事の概要

BIM/CIM 活用業務を実施する場合、業務概要として、業務名、プロジェクト名（必要に応じて）、履行場所、発注者、調査職員、受注者、履行期間、業務概要、設計対象建造物等の情報を記載する。

BIM/CIM 活用工事を実施する場合、工事概要として、工事名、プロジェクト名（必要に応じて）、工事場所、発注者、監督職員、受注者、工期、工事面積、工事種別等の情報を記載する。

【記載例】

表 1 業務もしくは工事の概要

項目名	詳細
業務名	○高架構造設計業務
プロジェクト名	○道路事業
履行場所	○県 ○市 ○地先
発注者	○地方整備局 ○国道事務所 ○課
調査職員	主任調査員：○課長 ○○ ○○ 担当調査員：○課 ○○員 ○○ ○○
受注者	(株) ○○コンサルタント
履行期間	平成○○月○○月○○日～平成○○年○○月○○日
業務概要	<p>【発注者指定型の場合】</p> <p>BIM/CIM 活用業務として以下の項目において CIM モデルを活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【実施内容より選定した項目を記載】 ・ 【実施内容より選定した項目を記載】 ・ 【実施内容より選定した項目を記載】 <p>【CIM モデルの作成・活用及び属性情報の付与や CIM モデル等の共有等項目に応じて留意点等を具体的に記載する。】</p> <p>【受注者希望型の場合】</p> <p>BIM/CIM 活用業務として、CIM モデルを用いた干渉チェック、上下部工の整合性確認や 3 次元モデルを用いた設計協議等を実施し、その効果を確認する。なお、協議が整った場合には以下項目において CIM を活用する。【※協議が整った場合には改めて実施計画書を提出する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【実施内容より選定した項目を記載】 ・ 【実施内容より選定した項目を記載】 ・ 【実施内容より選定した項目を記載】 <p>【CIM モデルの作成・活用及び属性情報の付与や CIM モデルの共有等の項目に応じて留意点等を具体的に記載する。】</p>
BIM/CIM 対象構造物	【BIM/CIM 非対象】 ○○工 【BIM/CIM 対象】 ○○工